平成２３年（フ）第２８号
岐阜県本巣郡北方町高屋太子１丁目34番地の１
債務者　山本　順子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３０号
岐阜県関市富之保4186番地５
債務者　馬淵　仁志
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５６号
愛知県碧南市六軒町２丁目12番地　コーポ丸文103号、旧住所愛知県碧南市中後町２丁目90番地　渡月荘Ａ３号室
債務者　中村　次吉
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
愛知県西尾市中原町堀割16番地１　市営中原住宅11号室
債務者　石倉　三佳
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
滋賀県東近江市上羽田町2033番地
債務者　北岸　竹雄
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第５７号
兵庫県姫路市北原542番地１　コートヲイ207号室
債務者　島村　加代（旧姓高山・前田）
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７３号
兵庫県姫路市網干区坂上355番地11
債務者　山本美由紀
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７８号
兵庫県加古川市尾上町旭１丁目24番地の１リバティ旭Ｅ号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町養田745番地の１
債務者　長谷川景一
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３５号
広島市中区富士見町２番19―804号
債務者　洲﨑　光伸
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１号
広島市安佐北区上深川町201番地の３
債務者　武田恵利加
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２号
広島市安佐北区落合南３丁目43番13―101号ラフォール洋
債務者　古川　祐明
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０号
愛媛県新居浜市桜木町10番16号
債務者　酒井　信一
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第８３３号
高知市東久万133番地１
債務者　横山　圭子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１号
高知県香美市香北町永野８番地４
債務者　大西　智予
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４号
高知市瀬戸南町２丁目13番５号
債務者　上杉　仁志
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７号
高知市塚ノ原354番地２
債務者　谷　　一浩
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２号
高知市曙町１丁目28番12号
債務者　伊藤　　学
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
高知地方裁判所破産係